



石原武政著『戦時統制下の小売業と国民生活』碩学
舎、2022年。

メタデータ	言語: ja 出版者: 大阪公立大学経営学会 公開日: 2024-04-12 キーワード (Ja): 戦時体制, 物資調達, 公定価格, 配給, 小売業の転廃業 キーワード (En): 作成者: 加藤, 司 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/0002000576

【書評】

石原武政著『戦時統制下の小売業と国民生活』
碩学舎、2022年。

加 藤 司

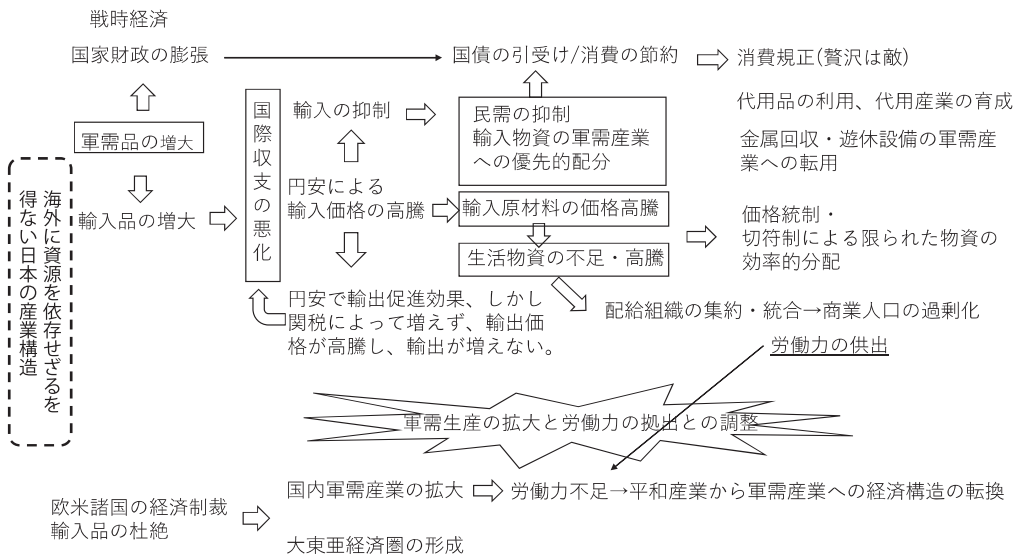
1 はじめに

分厚い著作を前にして「怖気づいて」しまうというのが、本書を手にした多くの人たちが抱く感想ではなかろうか。かくいう評者も、その一人であった。著者が心血を注いで書き上げられた、本の分厚さだけではない。「戦時統制下・・・国民生活」というタイトルから想像される内容が、読者に生半可な気持ちでは読み進められない「覚悟」を迫るように思われるからである。多くの人びとにとって、戦時体制下についての知識は戦時中を扱ったドラマの域を出ないのではなかろうか。例えば、モンペと割烹着を纏った国防婦人会の女性が「贅沢は敵」とばかりに質素な生活を人々に要求したり、町内会・隣組の班長が鍋・釜などの金属回収に奮励したり、また公定価格の米など食料品の配給に並ぶ一方で、相互監視の中で空襲による火災に備えてバケツリレーや竹槍の訓練に励むといったドラマの中の光景である。しかし、本書を読めば、そうした紋切り型のイメージ自体は間違っていないものの、それは戦時統制下の一コマに過ぎないことが理解されるであろう。本書は、戦時経済の進展につれて軍需物資の調達が最優先課題となる中、犠牲を強いられる国民は生活物資の不足、価格の高騰に悩まされるが、これを解決すべく政府が打ち出した各種の統制がどのような効果と問題を生み出したのか、また平和産業の典型である小売業から軍需産業への労働力抛出のために、小売業の転廃業がどのように進められたのか、戦時統制のいわば顛末を小売業と国民生活に影響を与えた統制に絞って詳細に分析した労作である。この点に「研究の空白」を埋めるとともに、戦時経済に関する類書と一線を画す視点と意義が認められるのである。

ロシアがウクライナに侵攻して早くも一年が経過し、都市が壊され、民間人を巻き込んだ多くの死傷者を生み出し、現在も進行形で続いている。戦争の悲惨さがあらためて叫ばれる昨今であるが、本書は戦争の悲惨さを声高に非難しているわけではない。むしろ、その筆致は淡々として、客観的に事態の成り行きを記述することを優先しているようにも見える。誤読の可能性を恐れずに、本書の大まかな「流れ」を示すとすれば、以下のような図になるのではなかろ

うか。

資源を海外からの輸入に依存せざるを得ない日本は、軍需の拡大によって輸入が増えると国際収支が悪化する。そのため、輸入を増やすことはできず、物資を軍需部門へ優先的に配分しようとするれば、民間需要の節約が求められることになる。国民への「しわ寄せ」の下で戦争を遂行することになるが、膨張する軍事費を賄うために公債を発行すれば、また円安によって輸入価格が上昇すると、物価が高騰し国民生活をさらに圧迫することになる。物資不足と日常生活品の価格高騰のなかで、できるだけ公平かつ効率的に物資を配給するために断行されたのが、公定価格や切符配給制であった。



出所：筆者作成。

一方、欧米諸国からの輸入が途絶すると、軍需物資を自ら生産し調達せざるを状況に追い込まれ、そのために必要な労働力を小売業などの平和産業から（強制的に）移動する必要性に迫られる。小売業は戦況の悪化によって流通する物資が減少し、その経済活動が縮小される中で、商業人口の過剰が顕在化するため、小売業の転廃業を促進し、その労働力を抛出させることが可能になる。しかし、行き過ぎた整理は配給機能やサービスの低下をもたらし、国民に物資不足や行列といった混乱を引き起こすとともに、戦争末期には小売業は町内会・隣組を通じた末端配給に取って代わられることになるのである。

以上のような経緯を考えると、「戦時経済」と言われる8年間においてそもそも国内資源が乏しく、海外から資源を輸入し、低賃金を利用してそれを加工・輸出するという産業構造を持つ日本経済が、経済的に依存する欧米諸国と開戦したことが「躓き」の始まりであり、無謀な戦争の結末を迎える原因ではなかったか、という率直な感想を持たざるを得ない。

著者の総括によれば、政府は戦時体制が深化する中で生み出される様々な経済的矛盾を国家

の強権的統制によって解決できるものと考えていたようだ。しかし、統制を強めていくほど、闇取引が横行し、それを抑制するためにさらに統制を強めていくといった「統制が統制を呼ぶ」事態が発生する。また価格統制の最終形態が「価格停止令」と言えるかもしれないが、輸入品の原材料の高騰が避けられない中で低物価政策が推し進められると、生産の手控えや品質の劣化を引き起こす、あるいは鮮魚の中で国民の多くが食する大衆魚の需要を賄うために公定価格を割安に設定すると、公定価格上最も採算の有利なものに生産が集中する中で、生産が高級魚にシフトし、大衆魚の漁獲量が減少するといった問題を生み出すことになる。こうした事例は枚挙にいとまがない程で、要するに物価の高騰を抑え込もうとして価格停止令を発したにもかかわらず、依然として価格メカニズムが作動し、意図せざる皮肉な結果を生むことになるのである。

こうした統制価格に関する分析には、著者が初めて世に問われた『マーケティング競争の構造』（千倉書房、1982年）の理論的成果がいかに発揮されているように見える。しかも、政府が打ち出す要綱や方針の内容とその結果を詳細に分析する手法は、個々の「活動分析」をつなげることで全体像を浮かび上がらせる「理論」を見出そうとする著者独自のアプローチを流通政策の歴史分析に適用したものと言える。

本書は以上のような問題意識だけでなく、歴史分析としても次のような特徴を持っている。第一に、可能な限り丹念に資料を収集したうえで多面的な観点から「偏り」のない実態を浮かび上がらせるという手法をとっていることである。著者は、歴史研究の大前提として「事実の見落としや読み違えの可能性」がないことに細心の注意を払い、いわゆる「資料をもって語らせる」という方法を徹底しているように見える。そして、それを可能にしているのが、著者によれば、「神戸大学図書館新聞記事文庫」と「国立国会図書館デジタルコレクション」にアクセスできたからであるという。もちろん、データベースにアクセスできたからと言って、それを活用できるかは別の問題であり、逆に膨大なデータを読み込む作業は倍増することになる。政府の交付する要綱だけでなく、当時の新聞記事、報告書の類まで丹念に収集された資料が効果的に活用され、説得力を増していることは特筆されるべきであろう。

もう一つの特徴として、戦時中の経済統制の様々な局面で当時の研究者たちが「研究者」としての立場から、「自由に」発言している姿を浮き彫りにしていることである。「戦時中と言えば、軍部の横暴が激しく、命令と強制で物事が進むイメージをもってしたが、・・・決してそうばかりではなかった。」という感想を吐露されているが、それは評者も同感である。当時の研究者が政策と真摯に向き合って発言された論考を丹念に読み込んで分析されていることも、「戦時経済と研究者の在り方」といった新しい研究ジャンルと視点を示唆するものとして興味深い。

正直言って、戦時経済を詳細かつ緻密に分析された本書の全貌を限られた紙幅で紹介することは不可能である。それゆえ、今回の書評は一人でも多くの人びとに手にしてもらおうこと、言

い換えれば冒頭で指摘した「怖気づく」抵抗感をいかに払拭するかを目的とすることにしたい。そうした観点から本書に難点があるとすれば、それは戦時経済の方向を決定づける数多くの要綱などが交付された年月日とともに原文も添えて分析されているために全体の流れがやや把握しづらいことではなかろうか。もちろん、本書の最終章で著者自身による「簡単な総括」があるので、それを読んで概要をつかんだ上で最初の章から読み始めれば、問題はかなり軽減される。ただ、もし年代表があれば、それを参考にしてもっと容易に読み進めることができるはずである。そこで、著者（も作成を試みたものの、途中で断念されたそう）の了解を得て、評者自身が作成したのが添付の年代表である。横軸は時系列で出来ごとを整理し、縦軸は①戦況・戦時体制、②物資調達、③価格統制、④小売業整備という項目ごとに本書の内容をまとめることにした。同じ年に各項目でどのような要綱、規則などが交付されたのか、縦の欄を見れば相互関係がより明確になり、全体を俯瞰できるような効果があると考えたからである。当初は要綱などの名称のみを列挙するつもりであったが、それだけでは意味が不明なこともあり簡単な説明を付すことにした。しかし、これが想像以上に骨の折れる作業であり、著者がいかに苦労されたかを身をもって知ることになった。著者の意図や内容を曲解していないことを願うばかりである。

以上のように、「戦時体制下での小売業と国民生活」に関する一次資料を駆使しながら政府の流通政策と小売業や国民生活との相互関係を重層的かつ綿密に分析した本書は、誰もが認める第一級の歴史的研究である。ところが、本書を執筆された直後に書かれた論考で著者は「なぜ自らを歴史家と言わないのか」（『歴史研究の社会性—なぜ自らを歴史家と言わないのか—』『マーケティング史研究』第1巻第1号、2022年）という刺激的な発言をされている。著者によれば、歴史研究は現在の「意思決定のための拠り所として私たちは歴史の中にヒントを求めようとする」ため、それは「何の役に立つの」といった問いを浴びせられることもなく、「特別な意義を認め」られてきた。だからこそ、「過去の判断と選択の意義を現在に十分伝えられているかどうか」が強烈に問われるが、「私が自らを『歴史研究者』と呼べなかった最大の理由は、この点についての決定的な自信が持てなかったからかもしれない」と告白される。「自分自身では興味をもち、面白い、目を開かれたと思いつつ」も、「それが多くの人びとに共感してもらえるかどうか」、つまり「研究の社会性」が決定的に重要であるというわけである。

戦時体制下の研究は二度と悲惨な歴史を繰り返さないためにも価値が認められるが、とくに戦時経済が深まっていく過程を意思決定の「分岐点」の連続として追跡した本書に対しては、仲間内の研究者だけでなく多くの人びとが「共感」するに違いない。また本書を歴史研究というよりも、最近注目される「制度理論」の枠組みで捉えることも可能であろうし、「国民は・・・戦時下と言う特殊な背景はあったとはいえ、上からの強制だけではなく、相互に監視し合いながら『自らの意志で』戦争の担い手」（57頁）となっていくのはなぜかという問題を設定すれば、「消費のポリティクス」という消費文化理論として位置づけることも可能になるろう。もと

より、著者が提供された「戦時統制下の小売業と国民生活」という素材は、様々な視点から分析可能であり、戦時経済における「マーケティングの否定」や「境界紛争」史として捉える風呂勉（2009）『第二次大戦 日米英流通史序説』（晃洋書房）の先行研究も存在する。多様な読み方が可能になれば、それだけ多くの共感を獲得できるに違いない。提供された素材をどのような「切り口」でアレンジして料理するか、まさに私たちに突き付けられた理論的課題と言ってもよかろう。共感は受け取る側の問題意識と力量という「共感力」も試している。

ドイツのポーランド侵攻、欧州における第二次世界大勃発

1938. 4
長引く日中戦争遂行のため、すべての人的・物的資源を統制・運用する権限を政府に付与した**国家総動員法**

7
国家総動員法に基づき、戦時下の重要産業の労働力を確保できる権限を国に与えた、強力な国防国家建設に向けた
国民徴用令
新体制運動

10
町内会・隣組を国家の統治機構の下部組織として組織化
大政翼賛会

1939. 5
供給と需要を細分し物資ごとに計算して必要量を割当配給したため、精緻な計画となつたが、第二次世界大戦の勃発によって輸入が制限されたため、計画通りの物資調達には困難。

軍需の充足、輸出貿易の振興、生産拡充に必要な物資の供給を優先させる一方、民需の抑制、配給機構の整備と消費節約の徹底。
本格的物資動員計画（1939年度）

→
応急的な物資調達計画

5
輸出振興のため、輸入原材の国内向け製品への転用禁止と製品の輸出義務化を図つたが、不徹底。輸出品の原材料に限って、軍需品と同等の重要性を認める
「輸出入リンク制」の導入

6
軍需物資の調達を最優先させる物資総動員体制の確立。生産計画の改訂と消費節約（代用品の使用奨励など）の強化による需給の調整を図る**物資動員計画の改定**

7
三越百貨店で「代用品工業振興展覧会」開催

11
鉄屑を始めとして、資源回収に乗り出し、民間の回収機構を本格的整備。
鉄屑配給統制規則

1939. 8
しかし価格高騰は止まず、政府は**国家総動員法**の強権発動により、価格全般にわたる引上げを一律禁止する非常手段に出た
5.22物価停止令

1939. 4
物価抑制の基準を輸出を可能にする国際価格水準に置き、それを「戦時適正価格」として維持するために、生産費を構成するすべての要素（賃金・配送費等）に原価計算主義を導入して抑制を図るとともに、需要を抑制して物価の高騰を抑え込む、総合的かつ根本的な対策として、その後の物価統制の基礎となる
物価体制ノ大綱

1939. 4
物価抑制の基準を輸出を可能にする国際価格水準に置き、それを「戦時適正価格」として維持するために、生産費を構成するすべての要素（賃金・配送費等）に原価計算主義を導入して抑制を図るとともに、需要を抑制して物価の高騰を抑え込む、総合的かつ根本的な対策として、その後の物価統制の基礎となる
物価体制ノ大綱

1938. 6
従来の自主的価格統制の枠を超えて、**商品全般にわたり国家権力をもって価格を直接的に統制**しようとする**公定価格制**の始まり。
物品販売価格取縮規則

7
形式的には、商業組合、同業組合等が**自主的に最高標準価格**を定めるに過ぎず、価格統制としては消費節約と購買力の吸収が中心。
物価委員会答申

7
形式的には、商業組合、同業組合等が自主的に**最高標準価格**を定めるに過ぎず、価格統制としては消費節約と購買力の吸収が中心。
物価委員会答申

8
従来の自主的価格統制の枠を超えて、**商品全般にわたり国家権力をもって価格を直接的に統制**しようとする**公定価格制**の始まり。
物品販売価格取縮規則

1939. 4
物価抑制の基準を輸出を可能にする国際価格水準に置き、それを「戦時適正価格」として維持するために、生産費を構成するすべての要素（賃金・配送費等）に原価計算主義を導入して抑制を図るとともに、需要を抑制して物価の高騰を抑え込む、総合的かつ根本的な対策として、その後の物価統制の基礎となる
物価体制ノ大綱

1939. 8
しかし価格高騰は止まず、政府は**国家総動員法**の強権発動により、価格全般にわたる引上げを一律禁止する非常手段に出た
5.22物価停止令

闇取引に手を染める商人が増える中、戦時下での「正しい商売」を呼びかける「日本商業報告隊」が結成

<p>1940. 6</p> <p>ドイツのソ連侵攻、欧州における第二次世界大戦の戦線拡大</p>	<p>9</p> <p>欧米諸国からの輸入途絶、大東亜共栄圏での自給自足体制の構築 ↓ 日独伊三国同盟の締結</p>	<p>10</p> <p>米国対日屑鉄禁輸措置、カナダを含むアメリカ同盟国が鉄鋼製品などの輸出禁止</p>
<p>1940. 1</p> <p>寺院・教会の退蔵品、一般家庭の蚊帳の釣環の献納運動</p>	<p>6</p> <p>「代用品愛用強調運動」の展開</p>	<p>9</p> <p>価格形成中央委員会で、日用必需品の品目（マッチを皮切りに砂糖、米、味噌、醤油、食用油、木炭など）に切符配給制導入</p>
<p>10</p> <p>国際的価格水準を日本の物価水準の基準に置くことが不可能。統制の対象を個々の商品ではなく価格一般とした（ただし生鮮食品は除く）、地代家賃、賃金なども、8・30日現在の価格を上限とする、違反者には罰則規定を設けた 価格等統制令の交付</p>	<p>12</p> <p>対象を生鮮食料品に拡大、違反者は直ちに処罰の対象とするなど、先の暴利取締令を全面的に改正した暴利行為等取締規則</p>	<p>1940. 7</p> <p>国民精神の弛緩、「華美怪佻の風俗」を戒める奢侈品製造販売制限規則、「禁令」 奢侈品製造販売制限規則、「禁令」</p> <p>有効期間をさらに一年間延長し。公定価格の適用範囲を拡大。政府の懸命な努力にもかかわらず価格は高騰。物資不足の中で、闇取引が常態化し、闇価格が横行。 価格等統制令改正</p>
<p>1940. 4</p> <p>継続的な物価騰貴、品不足、品質低下が顕著になる中、無駄をなくし節約に心がける「消費規正」が進められる一方、絶対量の物資不足を配給機構の整備によって解決を図る物資配給機構整備</p>	<p>10</p> <p>過剰就業と配給物資の減少によって「過剰商業人口」を抱えると認識された小売業は、軍需産業に対する労働力の供給源として期待、積極的に転廃業を促進。しかし工業ではそれまで蓄積した技術により転職先が決まるのに対し、商業の場合には軍需産業の中に関連を見出せず、転職について不安が高まる</p>	<p>11</p> <p>生活必需品に対する卸・小売業を包括する業種別商業組合を設立し、共同仕入れ、配給費用を節約するための企業合同を促進。 生活必需品配給整備機構要綱</p>

<p>12</p> <p>企業は民営を基本とし中小企業は維持育成するも、困難な時に自主的に整理統合を図る</p> <p>経済新体制確立要綱</p>	<p>1941.3</p> <p>町内会・隣組の全国整備がほぼ完成</p> <p>国家総動員法の改正</p>	<p>8</p> <p>米国、英国からの輸入途絶による資源不足</p> <p>米国対日石油禁輸</p>	<p>12</p> <p>太平洋戦争勃発 貿易の途絶による孤立化</p>
		<p>1941.8</p> <p>国家総動員法に基づく、町内会、隣組を活用した国民からの直接的資源回収。</p> <p>金属回収令</p>	<p>1941.12</p> <p>戦争のさらなる長期化に伴う統制物資の範囲拡大と統制の強化。国家総動員法に基づき、その適用範囲は生活必需品を越えて全物品に及ぶ。統制物資の生産・修理・譲渡・引渡し・処分・使用・消費等について政府に広範な権限を付与した</p> <p>物資統制令</p>
	<p>1941.3</p> <p>国家総動員法に基づきマッチ、砂糖を始め米、生鮮魚介類、薬品など「生活必需物資」に指定されたほとんどの日用品に切符制を拡大。後の物資統制令に吸収され、廃止。</p> <p>生活必需物資統制令</p>	<p>8</p> <p>公定価格制の下で低物価政策が維持される中、生産増強との矛盾が深刻化。生産価格が低すぎた生活必需品の失われる問題に対し「価格差調整補助金」の活用、配給機構の整理統合等を通じた生活必需物資の価格低下が答申された</p> <p>低価格と生産増強の調整に関する件</p>	<p>9</p> <p>有効期限を無期限に延長、「価格等」により修繕費・請負料等にも対象を拡張。8・11停止価格。一方で、1939年時点の価格をいつまでも全商品の価格水準とすることは不合理と批判された</p> <p>価格等統制令の改正</p>
<p>11</p> <p>生活必需品に対する卸・小売業を包括する業種別商業組合を設立し、共同仕入れ、配給費用を節約するための企業合同を促進。</p> <p>生活必需品配給整備機構要綱</p>	<p>12</p> <p>1941.3</p> <p>生産者や消費者協同組合による商業領域への割り込みを防ぎ、既存の商業を配給の基本に据えるとともに、個人企業態を存置した企業合同等によって経営単位の拡充・合理化を図り、過剰な労働力の排出を謳う</p> <p>配給機構整備要綱</p>	<p>9</p> <p>国民厚生金庫を補完すべく同業者団体等が転業者の資産等を買取り、金銭を給付する「共助」を制度化。しかし転廃業者が増え、組合の共助金が増えると継続困難になる恐れ。</p> <p>転廃業者共助施設及共助資金利子補給要綱</p>	<p>12</p> <p>太平洋戦争の拡大に伴い「配給機構整備要綱」に基づく小売業の個人企業態を前提とした自発的転職は遅々として進まず、より強制力のある方法を模索した労務調整令</p> <p>商業の新規開業・拡張の禁止、小売業などの新規雇用制限を図る企業許可令</p>

<p>1942. 4</p> <p>国防の担い手としての町内会によるバケツリレー、竹槍訓練開始。米軍による東京、川崎、横須賀、名古屋、神戸などの空襲始まる</p>	<p>8</p> <p>連合軍の反攻↓戦況の悪化6月ミッドウェイ海戦によって空母四隻と搭載機20機をすべて失う大打撃を受ける</p>	<p>1943. 1</p> <p>生産増強労働緊急対策要綱によって、国民皆勤体制の整備強化」と「皇国勤労観の確立」の徹底・具現化を指示</p>
<p>1942. 5</p> <p>第三国からの輸入が困難なることを想定して、官需・民需の節減圧縮、国民の資源回収や消費節約を強く求める 物資動員計画(1941年度)</p>	<p>1942. 6</p> <p>戦争の拡大によって窮屈となった食料品、家庭燃料、衣料品などの生活必需品を確保し、国民生活を維持するために、「生活必需品物資動員計画」を特別事項として設定 物資動員計画(1942年度)</p>	<p>1943. 3</p> <p>4</p> <p>物資動員計画(1933年度) 物資の輸入を担う海上輸送も困難となり、物資動員計画が破綻。繰り返し、計画変更が求められた</p> <p>大規模な企業整備によって生まれる未働遊休施設の活用を強力に図る 金属類回収本部の設置</p>
<p>1942. 1</p> <p>味噌、醤油、塩が配給制となる。衣料品は「繊維製品配給消費統制規則」に基づき、点数制による総合切符制を実施</p>	<p>1942. 5</p> <p>一般家庭以外の、指定施設(工場、事務所など)からの特別回収。 金属類回収令の改正</p>	<p>1943. 3</p> <p>4</p> <p>生産増強と低物価政策を追求するもの、その矛盾を価格差補助金によって調整するのみならず、価格報奨制度によって基準生産量を超えて増産することを促進した 緊急物価対策要綱</p> <p>生産量が自然条件に左右され、品質の個体差が大きく、鮮度劣化が激しいという特性ゆえに価格統制の対象としてこなかった生鮮食料品について公定価格と配給統制を実施する 生鮮食料品価格対策要綱</p>
<p>1942. 3</p> <p>大東亜戦争の勃発に伴い、中小小売業に対し産業再編成という国家的要請への協力を要求。 中小小売業の再編成と職業転業に関する政府方針</p>	<p>5</p> <p>物資配給の適正円滑化と労務の供出という当初の目標は後者に重点が移行。移動する労働者の質を考慮すると、二つの目標は背反する恐れ。配給の末端を担う小売業者の「統合整理」から「抜取整理」へ転換した小売業整備要綱</p>	<p>1943. 3</p> <p>10</p> <p>各都道府県の中小小売業再編成協議会から具的的な整理案が提出。これを受けて、政府としての整理案を通達、円滑な実施に努めた第一次小売業整備</p> <p>配給適正化の観点から、店舗の位置分布、経営規模、消費者の利便性等を考慮して業者を順位を付け、残存業者と転業候補者を割り出す小売店舗整理並に転業者選定方法に関する指針</p>

8 終戦 東京大空襲、戦争末期	1945.3	6 サイパン陥落、米軍の総攻撃により 日本軍が玉砕	3 インパール作戦開始	1944.2 決戦非常措置要綱 学徒動員、女子の挺身隊への強制参加、徹底した国民の簡素化、製造禁止範囲の拡大、歓楽街の閉鎖	10 「敵機の大挙来襲に備へ」るための防空法の改正、強権発動による人口疎開、施設・事業・物件の移転などを執行	5 「国民徴用令」「労務統制令」「賃金統制令」等によって、労務強化が進められた 学徒戦時動員体制確立要綱
6 繊維、化学、食品工業等の第一種工業は、戦力増強に必要な金属の回収、工場や設備の転用、労務の提供として位置づけられる 戦力増強企業整備基本要綱と表裏一体の金 属類回収令の改正						
1943末 やがて石炭・煙草から野菜・魚などの生鮮食料品も配給の対象となり、18年(1933)末にはほとんどの生活物資が配給制となる						
1944.6 本土空襲の本格化、生鮮食料品の生産・配給体制が崩壊・食料供給は摂取量の七割程度に低下、国民は不足分を闇取引で調達 指定衣料品(ネル、晒、手拭、タオル等)の販売禁止 闇取引の蔓延↓戦時物価政策が実質的に終焉						
1945.3 日本本土が空襲に見舞われ、戦火が軍需工場や国民の生活までも脅かす中で、配給の効率化でも労務供給の面でもはやその目的を達成することはできない状況 第三次小売業整備						
7 第二次小売業整備が通牒され、地方の実情に合わせて実施。小売業の数がさらに縮減される中で、共配所の集約が断行される一方、配給の機能低下を補うために町内会・隣組が末端配給の担い手となる						